

義務教育施策等に関する提言

義務教育施策等の充実を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 分権型教育の推進について

- (1) 公立小中学校教職員の人事権について、広域的な人事交流の仕組みを構築するとともに、中核市をはじめとする都市自治体に所要の税財源措置と併せて移譲すること。
- (2) 都市自治体が地域のニーズに応じた独自の教育施策を展開することができるよう、学級編制権及び教職員定数決定権等を所要の税財源措置と併せて都市自治体に移譲すること。
- (3) 教育委員会の設置について、選択制を導入すること。

2. 教職員配置等の充実について

- (1) 地域に応じたきめ細やかな指導が行えるよう、少人数学級の推進等に向け、法改正等により学級編制及び教職員定数の標準を見直すとともに、所要の税財源措置を講じること。
- (2) 質の高い授業を生徒に保障し、安全に学習できる環境を整備するため、中学校における免許外教科担任の解消を図ること。
- (3) 生徒指導等に配慮を要する学校への養護教諭、食育を推進するための学校栄養教諭及び教員の事務負担を軽減するための事務職員等の配置を改善するとともに、十分な財政措置を講じること。
- (4) 日本語指導等を必要とする帰国・入国児童生徒が在籍する学校について、教職員配置の充実を図ること。
- (5) 育児短時間勤務の実施に伴い、学校運営に支障を来すことのないよう、学級担任の確保等、常勤教員の補充について十分配慮すること。
- (6) 学校図書館の充実を図るため、専任の司書教諭を適切に配置するとともに、必要な財政措置を講じること。
- (7) 小学校の外国語活動、中学校の外国語学習等の円滑な実施のため、地域の実態に即した外国語指導助手等の確保・配置に必要な支援策及び財政措置を講じること。

と。

- (8) スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の配置を充実させるとともに、財政措置も含めた必要な支援策を講じること。
- (9) 専門的な知識・経験を有する専門職員に係る各種補助事業等を統合し、学校の状況に応じた的確な配置を可能とすること。
- (10) ICT教育の推進のため、ICT支援員の配置等に必要な財政措置を拡充すること。

3. 障害児等の学習環境の充実について

- (1) 普通学級に在籍する障害児や、LD（学習障害）、ADHD（注意欠陥・多動性障害）等の児童生徒に対する教員、特別支援教育支援員等の適正配置や施設整備等について、十分な財政措置を講じるなど、特別支援教育の充実を図ること。
- (2) 特別支援学級における児童生徒の定数の引下げを行うこと。
- (3) 入退院を繰り返す児童生徒に配慮し、院内学級について入級手続きの簡素化を図ること。
- (4) 都市自治体が設置した特別支援学校に通う児童等の利便性が損なわれることのないよう、スクールバス運行経費に対し、十分な財政措置を講じること。
- (5) 高等学校における特別支援学級の設置について、関係法令の整備等を図ること。

4. 小中一貫教育を推進するため、義務教育学校設置に係る法整備等を早期に行うこと。

また、「義務教育教諭」の養成と免許制度について早期に検討すること。

5. 教科書の採択について、都市自治体の判断が尊重されるよう、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」と「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」の在り方やその見直しを含め、検討を行うこと。

6. 幼稚園・小中学校の統廃合に伴う都市自治体の財政負担等に対し、所要の支援措置を講じること。

7. スクールバス運行等による遠距離通学者に対する通学支援について、補助期間等の制限を緩和するなど、財政支援の拡充を図ること。

また、路線バス等をスクールバスとして活用する事業について、財政措置を講じること。

8. 学校給食費の未納問題に対処するべく、必要な法整備等を行うこと。
9. 要保護・準要保護児童生徒就学援助費、特別支援教育就学奨励費について、教育の機会均等の観点から、十分な財政措置を講じること。
10. 「放課後子ども教室推進事業」及び「放課後児童健全育成事業」について、一体的に推進できる体制を整備するとともに、運営実態にあわせた財政措置の拡充を図ること。
11. 幼稚園就園奨励費について、超過負担が生じないよう十分な財政措置を講じるとともに、保護者負担の軽減を図るため所得制限を緩和するなど、一層の支援措置を講じること。
12. 幼保一体化を早急に実現するとともに、幼保一体化の推進の一環として、幼稚園を指定管理者制度の対象とすること。
13. 新学習指導要領実施に伴う教師用教科書等の購入経費について、適切な財政措置を講じること。
14. 中学校における武道必修化について、指導者の指導力の維持・向上のための支援を講じること。
15. 公立高等学校の授業料無償化について、超過負担が生じないよう授業料収入相当額を全額国庫負担とすること。
16. 青少年教育の充実のため、国の責任において、国立青少年交流の家の存続を図ること。
17. 地方文化の振興を図るため、文化財等の保存・活用・調査等について、財政措置

の拡充を図るとともに、文化財専門職員を確保するための支援策を講じること。

18. 東日本大震災関係について

- (1) 被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金を活用した就学援助費による通学補助制度について、学校の移転整備が完了するまでの間、支援を継続すること。
- (2) 被災生徒に係る公立高等学校の入学金及び入学者選抜手数料の免除について、所要の財政措置を講じること。
- (3) 震災復旧における指定以外の文化財の修復について、十分な財政支援措置を講じること。